

宅地建物取引業人権推進員「養成講座」のご案内！

業界団体で構成する「不動産に関する人権問題連絡会」と大阪府では、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題を解消していくため、「人権推進員」を養成しています。

この講座では、宅地建物取引業に従事するすべての従業者を対象に、宅地建物取引業を行ううえで理解しておかなければならない人権問題、法令、各種制度等について、分かりやすく解説しますのでぜひご参加ください。

- ◎大阪府の「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」
- ◎「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」
- ◎「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- ◎大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 など

令和6年度

※その他、詳しくは、大阪府の「宅地建物取引業とじんけん」のホームページをご覧ください。

< <https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/index.html> >

- 開催日 : ①6月5日(水)、②8月6日(火)、③9月4日(水)、
④10月2日(水)、⑤12月3日(火)、⑥令和7年2月5日(水)
※各回とも同じ講義内容です。(②⑤は火曜日です！)
- 時間 : 午後1時30分から午後5時まで (受付: 午後1時～)
※上記時間すべて受講いただいた方には「人権推進員証」を交付します。
- 会場 : 全日大阪会館 (大阪市中央区谷町1-3-26)
～大阪メトロ谷町線『天満橋駅』3番出口より徒歩3分～
- 受講料 : 無料

お申込み方法 裏面の申込票にご記入のうえ、

- 所属団体(裏面参照)へFAXでお送りください。
- 大阪府建築振興課へのお申込みも可能です。
FAX 06-6210-9731

お問い合わせ先

- 大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課
宅建業指導グループ: TEL 06-6210-9734



